
翻 訳

ウールリッヒ・マンテ

「被解放者 (解放奴隷) を相続する権利」

訳 : 田中 実 / 佐々木 健

訳者まえがき

ここに公にするのは、南山大学ヨーロッパ研究センター主催、南山大学法学会共催による 2013 年 4 月 4 日の講演会のために用意されたウールリッヒ・マンテ氏 (Ulrich Manthe/ドイツ連邦共和国パッサウ大学法学部教授[当時]) による講演原稿「被解放者 (解放奴隷) を相続する権利」(Ulrich Manthe, *Erbrecht nach Freigelassenen*) の邦訳である。この講演は、氏が同年 3 月に福岡工業大学で開催されたローマ法シンポジウムでの報告のため来日されることを聞き及び、田中が氏の教科書『ローマ法の歴史』(*Geschichte des römischen Rechts*) (ミネルヴァ書房) の共訳者であったことや、田中も佐々木も同シンポジウムで報告を予定していたこともあり (このシンポジウムの成果は、Ulrich Manthe et al. (Hrsg.), *Aus der Werkstatt römischer Juristen: Vorträge der Europäisch-Ostasiatischen Tagung 2013 in Fukuoka*, Berlin 2016 として公刊されている)、滞在期間の延長並びに南山大学及び京都大学での講演をお願いし、氏のご快諾を得て実現したものである。我々は、中世ローマ法学からパンデクテン法学に至る伝統に依拠した体系的教科書においてローマ相続法の重要な事項の説明は尽くされているであろうと想定しがちであるが、マンテ氏は被解放者を相続する権利が未だ明確にまとめられていないとの認識のもと研究を始められ、その研究成果を報告して下さったのが本講演である。ちなみに、現代の最も詳しいローマ相続法の教科書で、この被解放者 (解放奴隷) を相続する保護者の権利を扱っている箇所は、Pasquale Voci, *Diritto Ereditario Romano*, vol. II. Parte speciale, 2. ed., Milano, 1963, p. 740–754 (§ 85. Successione necessaria nei beni dei liberti) であり、また、

元主人である保護者と解放された被相続人との法的関係一般についての包括的研究としては、Georges Fabre, *Libertus. Patrons et affranchis à Rome*, 1981 Paris/Rome がある。

講演で、氏は、すでに教授資格論文に基づいた相続法関連のモノグラフィー『ペガス元老院議決』(*Das senatus consultum Pegasianum*, Berlin 1989) で示された、テキストに依拠した手堅い手法を披露されると同時に、帝政期ローマにおける相続法改革の背後にある少子化対策や相続人曠缺に対する国庫の関心など社会問題にも言及される。また、1816年にニーブールによってイタリア・ヴェローナで発見されたガイウス『法学提要』(3巻53) 写本テキストの欠落部分について、最新の技術を駆使した読みを提示される。事実、氏は、ユトレヒトの文献学者 Hein L. W. Nelson との共著『法学提要』第3巻に対する全3巻本、1200頁を超える浩瀚な註解書『ガイウス：テキスト及び註解』を公にされ(ガイウス研究叢書 [Studia Gaiana] のVII巻からIX巻にあたる, *Gai Institutiones III 1–87: Intestaterbfolge und sonstige Arten von Gesamtnachfolge. Text und Kommentar*, 1992, *Gai Institutiones III 88–181: die Kontraktobligationen: Text und Kommentar*, 1999, *Gai Institutiones III 182–225. Die Deliktobligationen. Text und Kommentar*, 2007), ドイツ語圏で最初のガイウス『法学提要』対訳本 (U. Manthe (Hrsg. u. übers.), *Die Institutionen des Gaius*, Stuttgart 2004, 2. Aufl., 2010) の編者・訳者としてガイウス『法学提要』の専門家である。テキストそのもののみならず、ご自身の論文 (Gaio, il Veronese e gli editori, in: *Annali del Seminario Giuridico dell'Università degli studi di Palermo*, vol. 57, 2014, p. 353–382) や、これもまた講演でも言及されている Filippo Briguglio (cura.), *Gai codex rescriptus in Bibliotheca Capitulari Ecclesiae Cathedralis Veronensis Photographice iterum expressus*, Firenze 2012 とパラレルに出版された Filippo Briguglio, *Il Codice veronese in trasparenza. Genesi e formazione del testo delle Istituzione di Gaio*, Bologna 2012 に対する書評 (Iura, vol. 64, 2016, p. 407–419) からも分かるように、ヴェローナ写本発見や刊本出版事情にも詳しい。師である Joseph Georg Wolf, *Neue Rechtsurkunden aus Pompeji*, 2010, 2. Aufl., 2012 の協力者であることから、ローマ法学の新たな潮流にも敏感なことが分かる。

田中と佐々木は、奥様を交え、桜が咲き乱れる季節の数日を福岡、京都、名古屋で一緒にすることができた。中華人民共和国留学を経験され、同国とドイツ連邦共和

国の法律家の架橋としての役割を果たしてこられた氏（このことを如実に物語っているのは、記念論集 Peter Groeschler et al. (Hrsg.), *Itineraria iuris – Von Rom nach China. : Festschrift fuer Ulrich Manthe zum 70. Geburtstag*, Berlin 2017 である）は、ご一緒した大衆的な中華料理屋で堪能な中国語で注文をして下さったこと、新旧漢字を習得されているだけあって滞在中に書店で古事記を買い求められ早速に読み始められたこと、その後、田中がパッサウのご自宅に宿泊させていただいた際には、聖書の Textkritik 作業をご教授下さったことなど、常に幅広い学識から刺激を与えて下さったことに感謝するとともに、邦訳の公表が遅れたことをお詫びしておきたい。氏についての簡単な紹介は、上記『ローマ法の歴史』の「訳者あとがき」（139 頁以下、とりわけ 142 頁以下）を、また更新された最新の著作目録は、https://www.jura.uni-ssau.de/fileadmin/dateien/fakultaeten/jura/lehrstuehle/martens/Schriftenverzeichnis_Manthe_M%C3%A4rz_2019.pdf を参照願いたい。

*なお、[]内は訳者による補足である。本邦訳は、JSPS 科研費基盤研究 (C)「ローマ法と条件付遺言」（課題番号 16K03272, 研究代表者・田中実）の研究成果である。

目 次

- I. 相続人 (heres) と遺産占有者 (bonorum possessor)
 1. 市民法上
 2. 告示による
- II. 解 放
 1. 市民法上
 2. 市民法によらない解放方法
- III. 相続人としての被解放者
 1. 市民法上の被解放者
 2. ユニウス・ラテン人 (Latini Iuniani)
- IV. 被相続人としての被解放者
 1. 無遺言相続
 - a. 市民法上
 - b. 告示による
 - aa. 男性被解放者
 - bb. 女性被解放者
 - c. パピウス法上
 - aa. 男性被解放者, ガイウス『法学提要』3 卷 53
 - bb. 女性被解放者
 2. 保護者の必然相続権（保護者が当然に相続する権利）

- a. 男性被解放者
- b. 女性被解放者
- V. ユニウス・ラテン人
 - 1. ラテン人による自己の財産処分
 - 2. 被解放者であるローマ市民におけるカルウィウス訴権とファビウス訴権及び莫大損害
 - 3. 解放されたユニウス・ラテン人の場合のカルウィウス訴権とファビウス訴権
- VI. ラルグス元老院議決 (Senatusconsultum Largianum)
 - 1. ユニウス・ラテン人の市民権取得
 - 2. ラルグス元老院議決
- VII. 降伏外人 (Dediticii)
- VIII. ユスティニアヌス帝法
- IX. 経済的な意味と近代法における痕跡
〔史料及び図表〕

〔本 文〕

私は、被解放者を相続する権利について 20 年以上取り組んできました。目下のところすべてについてさらに手を加えており、現状の報告をしたいと思います。

I. 相続人 (heres) と遺産占有者 (bonorum possessor)

1. 市民法上

人が相続人 (heres) となるのは、市民法が、つまり慣習 (Herkommen) 又は法律が、そう定めた場合に限られていました。つまり、

(1) 遺言が作成されていないとき、自権相続人 (suus heres) [家父である被相続人の死亡によって家父又は家母となる地位にある者] として。これは自明であったので十二表法に定めがありません。もともと、古典期には十二表法 5 表 4 (史料 1) 「無遺言で死亡した場合であって、自権相続人もいないときは、最近宗族が家産を有するものとせよ」が、自権相続人の法定相続権を定めているかのように解されていました¹⁾。実際には、十二表法 5 表 4 は、自権相続人の相続権を前提としているだけです。私の考えでは、十二表法が、相続開始 (Erbschaftsantritt) とと

もに市民法上の相続人としての地位を宗族に与えたわけではありません。むしろ彼らはまず使用取得しなければなりませんでした〔*familiam habere* との表現を使用取得の要件である占有を与えられたと解釈されている²⁾〕。アウグストゥス帝の時代に、ユリウス・パピウス法が、〔奴隸を解放した元主人である〕保護者に相続権を与えました。法律によって与えられたので、これもまた市民法上のものです。これについては後で取り上げることになります。

(2) 遺言が存在していたときの遺言相続人として。基準となる法規は、おそらく十二表法 6 表 1（史料 2）です。「ある者が拘束行為及び握取行為を行うときは、口頭で言明したように、それが法であるものとする」〔この文言にあるように〕握取行為が市民法〔の内容〕となり、そして遺言はこの握取行為によって作成されました。しばしばこの関連で挙げられる十二表法の法文 5 表 1（史料 3）「彼（家長）が家産及び自己の物の後見について遺贈したように、それが法であるものとする。」は、元来は〔遺産購買者に後見を含め遺贈義務を課すという意味で〕相続人指定ではなく遺贈についてのみ定めていたのです。

(3) 「相続人としての使用取得」(*usucapio pro herede*) によって³⁾。すべての使用取得の基礎にある考え方とは、私の考えでは、占有取得の 1 年後には、有効な握取行為がなされたとみなされ、従って相続人としての使用取得は、握取行為遺言を擬制したものだ、というものです〔これに属する動産・不動産を問わず、無体物としての相続財産は、1 年で取得する。cf. *Gai.* 2.52-58〕。相続人としての使用取得は二つの領域で機能していました。

(a) 無効な遺言は 1 年が経過すると有効だとみなされ、否認することができませんでした。

(b) 宗族、つまり遺産占有者としての、又はそれ以外の占有取得者としての、相続財産に対する占有取得は、握取行為遺言が存在したかのように 1 年後には有効だとみなされます。従って、相続人としての使用取得は、全く存在していない握取行為遺言を擬制したわけです。

2. 告示による

法務官は告示によって（解放によってもはや自権相続人ではない⁴⁾）家父権免除を受けた子（卑属）にも、申請に基づき、第一順位にある自権相続人と並んで⁵⁾、「卑属の召喚せられる」(*unde liberi*) 遺産占有を与え、これにより自権相続人の市民法上の相続分 (*Erbteil*) を縮減させました。卑属が申請しないと、第二順位に、「法

定相続人の召喚せられる」(unde legitimi) 遺産占有者、つまり市民法上の相続人が召喚されました。その後、第三順位には、「血族の召喚せられる」(unde cognati) 遺産占有者、男系及び女系の血族及び又従兄弟の子 (sobrinus/a, sobrinati/ae) [W. M. Lindsay (ed.), Sextus Pompeius Festus, *De verorum significatione*, Lipsiae 1913, Hildeheim 1965, p. 379: «Sobrinus est patris mei consorbini filius et matris meae consorbinae filius.» Gai. ad ed. provinc. 8. D.38.10.3pr. «... item qui ex fratribus patruelibus aut consobrinis aut amitinis undique propagantur, quae proprie sobriini vocantur.» Cicero, de officio, 1. 17.54: «Sequuntur fratrum coniunctiones, post consobrinorum sobrinorumque, qui cum una domo iam capi non possint, in alias domos tamquam in colonias exeunt». もっとも Terentius, Phrmio, 2.3.384 «Ph. eho tu, sobrinum tuom non noras?» や Tacitus, *Annales*, 12.6 «et sobrinarum diu ignorata tempore addito percebuisse.» は、より広く従兄弟の意味で用いられているとされる。cf. Egidio Forcellini, *Totius Latinitatis lexicon*, Tom. IV, Prati 1845, v. Sobrius, fol. 190b–191a. vgl. Heumann / Seckel, *Handlexikon zu den Quellen des römischen Rechts*, Jena 1907, Graz 1971, v. Sobrinus, Sobrina «Andergeschwisterkind. Kind des consobrinus, oder der consobrina.»] が、男女いずれの系統も六親等まで、それから第四順位には生存配偶者である夫婦が召喚されました (unde vir et uxor)。遺産占有は遺産に対する占有のみを与えたので、占有者を相続人にすることはありませんでした。その者が市民法上の相続人になるのは、相続人としての使用取得によってようやく1年後のことです。

II. 解 放

奴隷は何も相続することはできませんでした。ローマ市民の遺言で〔奴隷に〕遺贈がなされていたとしても、奴隷はこの終意による出捐を主人のために取得することになりました。奴隷が遺言を作成できなかったことはもちろんです。

1. 市民法上

市民法の形式(棍棒、戸口調査又は遺言)による解放によって奴隷はローマ市民になり、今や遺言を作成することも、遺言に基づき又は無遺言で取得することが可能となりました。被相続人は、相続人(又は彼が奴隷を遺贈した者)に、信託遺贈を通じて、その奴隷を解放する義務を課すことができました(「奴隷を解放することを私は懇願する」(rogo, ut servum manumittat))。そうした信託遺贈による自由

(*fideicommissaria libertas*) の場合、奴隸は生存者間の解放（棍棒解放（*manumissio vindicta*））によって自由人とされ、〔相続人又は信託遺贈受遺者である〕解放者の保護者権に服することになりました。

2. 市民法によらない解放方法

しかし奴隸は、（棍棒、戸口調査又は遺言による（*vindicta, censu, testamento*））市民法の形式が守られなくとも解放されることができました。つまり、友人間の（*inter amicos*）表示〔証人の面前で解放の意思表示〕、主人の食卓への招待（*per mensam*）、又は奴隸への書簡によって（*per epistolam*）です。アエリウス・センチウス法（紀元後4年）によれば、棍棒による解放もまた、奴隸が30歳以下のときは、たいていの場合は無効でした。そのほかにもいくつか無効の事例があり、それをユスティニアヌス帝はC.7.6.1（531年）で報告していました。しかし、方式によらずに解放された被解放者は、市民法によれば依然として奴隸のままでした⁶⁾。すでに共和政後期には、主人がこの奴隸に対し奴隸身分回復訴訟（*vindicatio in servitutum*）を提起しても、奴隸は法務官によって抗弁で保護されました。従って「法務官による解放」と言うことができます。ユニウス・ノルバヌス法（*lex Iunia Norbana*）（紀元後19年）は以下のことを定めていました。そうした奴隸は、生存中は自由人であるが、ローマ市民権を持たず、ラテン権を有しているにすぎない、と。ラテン「市民権」と言うことはできません。なぜなら古来のラテン市民権は紀元前87年以降は全く存在していなかったからです。従って、いわゆるユニウス法によるラテン人（*Latinus Iunianus*）は国籍なき自由人でした。これらのことはすべて、このラテン人の死亡まで言えることでした。死亡すると過去の奴隸身分に戻ったのです（史料4）。〔5世紀の〕サルウィアヌス『教会へ』（*Salv. eccl.3.7.34*）には、「……生来自由人のように生き、奴隸として死ぬ（... *quasi ingenui et moriantur ut servi.*）とあります。従ってこのラテン人を相続する権利（*ein Erbrecht nach dem Latiner*）はありませんでした。所有者たる主人が死者の財産を有するのですが、相続権・相続法によるのではなく、物権法上（〔奴隸が自由に運用するがあくまで主人名義の財産であるという〕特有財産法によって）主人に帰属していたからです。ラテン人の財産承継が相続法・相続権によるものでないことは、保護者の死後に召喚されたのが、あくまで保護者の相続人であって、保護者の近親者でなかったことから明らかです⁷⁾。もっとも、ユニウス法によるラテン人がローマ市民権を取得することがありえました。この場合、彼は相続されることができました。これについては後でラルグス元

老院議決のところで再び言及したいと思います。

III. 相続人としての被解放者

1. 市民法上の被解放者

市民法による被解放者はローマ市民でした。彼らは、生来自由人と同じく、法律によっても、遺言によっても、相続することが可能でした。奴隷として生まれたので尊属の親族はおらず、宗族もいませんでした。従って、法務官は、彼らには、卑属又は法定相続の順位における遺産占有を与えることはできませんでした。それ以下の順位（血族、夫婦）において、被解放者は遺産占有を受ける可能性がありました。

2. ユニウス・ラテン人 (Latini Iuniani)

ラテン人は市民権を有さず、従って遺言を作成することも、遺言から何かを取得することもできませんでした。おそらく彼らに無遺言相続は排除されてはいなかったでしょう⁸⁾。自権相続人でも宗族でもなかったのも、もちろん市民法上の無遺言相続など論外です。しかし、彼らは、法務官によって、「血族の召喚せられる」(unde cognati) 遺産占有と「夫婦の召喚せられる」(unde vir et uxor) 遺産占有が認められていた、と私は推測します。遺産占有 (bonorum possessio) はおそらくローマ市民権を前提としなかったでしょう。

IV. 被相続人としての被解放者

さて私の報告の主要な部分に移ります。被解放者が死亡すると誰が相続したのでしょうか。ローマ人は複雑な体制を発達させたのですが、しかし、よく考え尽くされており、ある種の数学的な美しさを示していることが分かるでしょう。まずは無遺言相続法を、それから遺言に反する必然相続法について述べます。詳細を述べるのではなく、体制を示すようにしようと思います。

1. 無遺言相続

被解放者に対する無遺言相続権には三つの法源がありました。十二表法、法務官法、そしてパピウス法です。概観は図表5及び6にあります。

個別の説明

a. 市民法上

十二表法によれば、被解放者は、自己の自権相続人、従って自身の嫡出子及び手権婚に生きる妻が相続することになります。なお奴隸身分であった時に生まれた子には相続権がありませんでした。但し、[奴隸としての] 父及び子が解放された後、父が養子縁組を行えばそうではなく、これによって自権相続人になりました。被解放者が宗族を有することはありえませんでした。あらゆる宗族関係の外にあって奴隸として生まれたからです。制度のこの欠缺に入ったのが、保護者及び彼の宗族に属する男性卑属であり、第二順位の宗族のように相続しました。ですから自権相続人が存在すれば相続することはなかったのです。ユスティニアヌス帝は C. 6.4. 4.14a で、保護者を「いわば血族」[*δοκοῦσι συγγενεῖς εἶναι τῶν ἐλευθεροῦμένων οἱ ἐλευθεροῦντες αὐτούς*] であるとし、なお保護者と被解放者の間の準宗族関係を忘れていません。ユスティニアヌス帝が宗族という言葉を避けたのは、まさに宗族が相続する権利を廃止するところだったからです。

C. 6.4.4.14a

ユスティニアヌス帝が、クラールリッシー級であるランペディウスとオレステスとが執政官であった年の翌 531 年、12 月 1 日に、コンスタンティノポリスで宣示す。ところで解放者は、被解放者の「いわば血族」とみなされるので、このために彼らも法定相続の下に呼ばれる。生来自由人の間の最近親者が相続に呼ばれるように、被解放者の場合もそうである。

Ἐπειδὴ [θνονιαμ] δὲ δοκοῦσι συγγενεῖς [συγγενής=περὶ αὐτῶν] εἶναι [σειν] τῶν ἐλευθεροῦμένων οἱ ἐλευθεροῦντες αὐτούς, διὰ τοῦτο καὶ καλοῦνται ἐκ τῆς νομίμου διακατοχῆς [διακατοχή=ποσσεσσιο], ὥσπερ ἐπὶ τῶν οἱ κατὰ βαθμὸν ἐγγύτεροι καλοῦνται, οὕτως καὶ ἐπὶ τῶν ἀπελευθέρων.

[このギリシア語法文は、ゲバウアー版の脚註 27 (Gebauer, *Corpus*, infra, fol. 336a–b.) によれば註釈学派のブルガルスは読んでいたが、その他の者には知られておらず、流布本には欠けていた。おそらく最初に人文主義法学者ルコントによって C. 6.4.4 復元の試みが始まり (Antonius Continus, *Praeternissorum in duodecim libri Codicis Iustiniani vlasses duae*, in: *Opera omnia*, Paris 1616, fol. 978–982), キュジャースがバシリカ法典

B. 49.1.4 の原文を紹介した。Jacobus Cujacius, *Observationes et emendationes*, lib. 20. cap. 34. 今日では Verona Palimpsest から C. 6.4.4.23–C. 6.6.2 は確認できる (cf. B. F. Frier et al. (ed.), *The Codex of Justinian. A New Annotated Translation, with Parallel Latin and Greek Text, based on a Translation by Justice Fred H. Blume*, 2016, p. clx.). 同法文の以下のラテン語訳は、テオピルス『法学提要ギリシア語義解』のラテン語訳付の優れた版を公刊したことで知られる Willem Otto Reitz (1702–1768) による作品 (Gul. Otto Reitz, *Besilicorum libri quatuor, II, L, LI et LII*, in: G. Meerman, *Novus Thesaurus iuris civilis et canonici*, Tom. V, Hagae-Comitum, 1752, fol. 7) に付され、G. Ch. Gebauber / G. A. Spangenberg, *Corpus iuris civilis*, Tom. II, Gottingae 1797, fol. 338b. にも転載されることになる。

quia enim manumissores cognati esse videntur manumissis, ideo etiam vocantur ex successione legitima: sicuti in ingenius gradu proximiores vocantur, ita et in libertis:

このように、ギリシア語、ἐκ τῆς νομίμου διακατοχῆς につき、このラテン語訳、そして Fred H. Blume 英訳、J. E. Spruit et al. 編蘭訳は、ex successione legitima, under lawful succession, op grond van de wettelijke erfopvolging と訳しているのに対して、C. Fr. F. Sintenis 独訳は zur gesetzlichen Besitzergreifung と、カトクセーを占有という通例の理解に合わせている。なるほど先に挙げた Gul. Otto Reitz 編の D. Gothfredus, *Nomenclator Graecarum iuris dictionum*, Meerman, *Thesaurus iuris romani*, Tom. VIII, fol. 406fb. では、一義的な意味を possessio としつつ、「sumitur etiam pro bonorum possessione」として遺産占有と解するが、Carolus Labbaeus, *Observationes et emendations in synopsis basilicon*, Parisiis 1606 に付された用語解説 *Veteress glossae iuris verborum quae in Basilicis reperiuntur*, p. 24 は、すでに διακατοχή を κληρονομία つまり hereditas の意味であるとしている。]

保護者の娘も宗族に属する卑属であり、本来は保護者の息子と同様に相続しました。紀元前 169 年にウォコニウス法が遺言で婦女を相続人に指定することを禁止しました [この立法理由が不明なことについて、マンテ (瀧澤/田中訳) 『ローマ法の歴史』ミネルヴァ書房 (2008) 80–81 頁参照]。間もなく、法学の展開により、三親等としての婦女たる宗族は十二表法に従った法定相続もできない、との原則が打ち立てられました (Voconiana ratione)。このことは保護者の娘にも影響を与えました。彼女は三親等である宗族とされ、従ってウォコニウス法により、被解放者を法定相続

することは認められなくなりました。法源にはありませんが、ガイウス『法学提要』3巻46「これに対して保護者の娘……は、なるほどかつては十二表法によって保護者に与えられたのと同じ権利を〔有していた。〕の「かつては」から、そうなります。女性保護者は男性保護者同様に相続しました。つまり〔自権相続人の次の〕第二順位の婦女たる宗族としてです。彼女の卑属は相続しませんでした。女性の卑属として〔もはや男系でないので〕宗族に属さなかったからです。

b. 告示による

告示によれば、(紀元前2世紀以降,)被解放者に対する相続順位には⁹⁾、〔市民法の無遺言相続人のように先順位者が相続人にならないときに相続人曠缺となるわけではなく、次順位者への〕順送りで召喚される次の七つの順位がありました(史料7)。

最初の三つの順位——卑属、法定相続人、そして血族(unde libri, unde legitimi, unde cognati)——は基本的に維持されました。

第四順位として、(男性保護者及び彼の卑属、女性保護者〔彼女の卑属は含まない〕)であり、頭格減少を受けた者(capite deminuti)も含む)保護者の家族(familia patroni)に¹⁰⁾、遺産占有が与えられました。第五順位に召喚されるのは¹¹⁾、〔保護者が被解放者だった場合の〕保護者の保護者(保護者の保護者の家族)、並びにその卑属及び尊属であり、第六順位は、生来自由人の場合と同じく配偶者(夫婦)¹²⁾、第七順位は、解放者の血族(cognati manimissoris)でした¹³⁾。

第四、第五、第七順位は、ほぼ『ウルピアヌス断案録』〔邦訳として末松謙澄(譯並註解)『ウルピアヌス羅馬法範 訂正増補3版』大雄閣書房(1924)94頁「第二十八遺産占有の許與に付て七」を見よ。〕からのみ知られています。我々が承知しているものはすべてレーネル『永久告示録』(Edictum Perpetuum)にあります。ですから、第一及び第二順位だけを論じようと思います。

aa. 男性被解放者(libertus)

告示は、男性保護者及び彼の宗族に属する男性卑属に、すでに第一順位で、男性被解放者の〔相続財産に対し〕「卑属の召喚せられる」全遺産占有の権利を与えました。彼らは、被解放者の実子、従って実子である自権相続人及び家父権免除を受けた者が存在すれば相続することはなかったのです。被解放者が、実子でない卑属、例えば養子又は手権に服する妻を有していたときは、保護者はこの実子でない卑属に対抗し、半分についての遺産占有を受けました。被解放者の他のすべての相続人

との関係で、保護者はすべての遺産を受けました。婦女が奴隷を解放したときは、彼女は婦女として卑属の順位の権利を得ませんでした。保護者の家族の他のすべての成員は、告示によって「卑属の召喚せられる」順位で遺産占有を受けました。男性保護者は、「法定相続人の召喚せられる」第二順位でも、準宗族として召喚されましたが、この場合は、女性保護者も召喚されたのです。彼女は第二順位にある、婦女宗族とされたからです。保護者の娘は、第三順位にある、婦女である準宗族であり、従ってウォコニウス法により排除されました。女性保護者の卑属は準宗族ではなく、告示によって召喚されませんでした¹⁴⁾。

bb. 女性被解放者 (liberta)

女性被解放者は、婦女として自権相続人を遺すことができず、そもそも卑属を遺すことができませんでした。従って、彼女が死亡すると、直ちに「法定相続人の召喚せられる」順位が開始され、そこでは男性保護者及びその宗族に属する男性卑属、並びに女性保護者は、男性被解放者に対するのと同じく、全遺産に対する遺産占有を受けました。女性被解放者の死後に、保護者の家族の他の成員（保護者の娘、女性保護者の息子）には、それ以外の相続権は生じませんでした。

c. パピウス法上

紀元後9年のパピウス法は、保護者と保護者の家族で〔有子の権により〕特権的な扱いを受けた成員に有利に、法的地位を変更しました。

aa. 男性被解放者、ガイウス『法学提要』3巻53

(1) 〔千の百倍、つまり十万を意味する〕ケンテナリウスである被解放者 (libertus centenarius) —— その財産が十万セステルティウスを超える額になる被解放者 —— であって、1人又は2人の卑属 (liberi) 〔おそらくは「子」〕を有する者の死後、保護者及び彼の宗族に属する男性卑属は、十二表法と告示によれば、そもそも排除されていました。しかしパピウス法は、彼らに頭数で割った均分の相続分 (Kopfteil, pars virilis) を、つまり卑属が2人いる場合には3分の1、卑属が1人の場合には2分の1を与えました。その結果、これらの場合、彼らは3分の1又は2分の1につき告示による遺産占有も受けたのですが、これは〔パピウス法という〕法律に基づく遺産占有としてでした。法定相続人もまた、法律に基づく順位に召喚されました¹⁵⁾。すでに「法定相続人の召喚せられる」順位に召喚されていたにもかかわらず、

です¹⁶⁾。

ケンテナリウスが子を遺さなかったときは、保護者又は彼の宗族の男性卑属が、市民法によって単独相続人 (Alleinerbe) になり、法務官からは「卑属の召喚せられる」及び「法定相続人の召喚せられる」順位の全遺産に対する遺産占有を受けました。パピウス法の変則的な規制は、ケンテナリウスが3人以上の卑属を遺したときにのみ生じなかったわけです。この卑属たちは、保護者及びその他すべての者を排除したのです。パピウス法によって、ケンテナリウスの遺産を頭数で均分に相続する同じ権利を、少なくとも子を有する生来自由人たる女性保護者も受けたのですが、保護者の宗族に属する男性卑属でなかった、保護者の家族の他の成員はそうではありませんでした。

(2) パピウス法は、保護者の家族であって特権を与えられた一定の他の者の法的地位も改善しました。つまり同法は、保護者に対するのと同様に、彼らにも、「卑属の召喚せられる遺産占有」(bonorum possessio unde liberi) を与えたのです。こうしてパピウス法は告示を変更しました。法務官が「卑属の召喚せられる遺産占有」を与えたのですが、その法的基礎は告示ではなく法律であったという、本来の状況が見られます。保護者の家族で特権を受けた成員は、女性保護者、男性保護者の娘、女性保護者の娘でした。彼ら是有子の権を有しているときに特権を受けました。この有子の権には〔特権を得る要件とされる子の人数の違いによる〕ランクがありました。男性保護者の娘は少なくとも3人の子を有していなければならず、女性保護者であって自身もかつて奴隷であって解放されたとき (patrona libertina) も同様でした。生来自由人である女性保護者 (patrona ingenua) は2人の子で十分で、女性保護者の息子は一子で十分でした。最後の事例は特に注目すべきものです。女性保護者の息子は、〔別の男系に属すので〕保護者の家族の宗族ではありませんでした。従って彼は十二表法による相続権も、「卑属の召喚せられる」及び「法定相続人の召喚せられる」順位の告示による遺産占有も有していませんでした。パピウス法が初めて、彼に、少なくとも一子を有していれば、すでに第一順位の告示による「卑属の召喚せられる」(unde liberi) 遺産占有を与えたのです。

ネールソンと私は、共著『ガイウス テクスト及び註釈』[Hein L. W. Nelson / Ulrich Manthe, *Gai Institutiones III*, 1-87, a. a. O., S. 40] において、女性保護者の息子はまさ

にこの相続権を有していたのだと推測しました。我々の推測はその後のローマ法学には注目されませんでした。アストールフィ『ユリウス・パピウス法』第3版 (Riccardo Astolfi, *La Lex Iulia et Papia*, 3. ed., Padova 1995) においてもなおそうです¹⁷⁾。アストールフィは、なるほど我々の『ガイウス テクスト及び註釈』を引用してはいましたが、この推測には言及していません。我々の説はすでに1992年に印刷されているわけで、誰でも読み直してみることができるので、これについてはもはや話す必要はないかと思えます [Krüger, *Kritische Versuch im Gebiete des römischen Rechts*, Berlin 1870, S. 126f. が末尾の cre を f がミスで抜け落ちた fere の誤記であると想定し, «Lex Papia hat dem privilegierten Sohne einer Patronin ungefähr dieselben Rechte zuerkannt, die einem Patrone zustehen.» と理解しているのに対し, fere をこのように掛けることは正しいラテン語ではないとして, fere omnia と補う Polenaar の読み方とともに, 拒否している。詳細は, Hein L. W. Nelson / Ulrich Manthe, *Gai Institutiones III*, 1–87, a. a. O., S. 140–145 を見よ)。驚くべきことに, 女性保護者の息子の事例を今一度考察する必要に迫られる, 全く新たな知見が生じました。当時, 我々はガイウス『法学提要』3巻53の法文を新たに全く違うように復元したのです。

シュトゥーデムント (Studemund) の [ガイウス・ヴェローナ写本からの] 模写本 (Apographum) 139,23–24 及び 130,1 (ガイウス『法学提要』3巻53) (史料8)

スパニョーロ ([図書館司書である Antonio] Spagnolo) によるファクシミリ版 (1909年) は, 61葉裏面 (fol. 61^v) で hono と読ませていますが [Gai codex rescriptus in Bibliotheca Capitulari Ecclesiae Cathedralis Veronensis: distinctus numero XV (13), Lipsiae 1909], しかしその後は紙に穴があいています。おそらく rato があつたでしょう。続く文字は生憎読むことができません。史料9 [の写真] を見て下さい。61葉裏面 (fol. 61^v) の穴は以前にはなかったものです。ですから [最初の模写本出版者] ゲッシェン (Göschen) それからシュトゥーデムントはそれぞれ1817年と1866年に文字 rato が読めたのです。これはその後の編者たちによって [「ほぼ」という意味の] fere と復元されてしまいます (史料10)。

ガイウス『法学提要』3巻53

同法は, 女性保護者の息子であつて, 有子の権を付与された者に, ほぼ男性保護者の権利を与えた。しかしこの者には, 単独の息子又は娘の権利でも十分である。

Gai. 3.53

Eadem lex patronae filio liberis honorato fere patroni iura dedit; sed in huius personae etiam unius filii filiaeue ius sufficit.

しかしこれでは意味をなさなくなります。「ほぼ男性保護者の権利」とは何を意味するのでしょうか？例えば、女性保護者の息子であって一子を有する者は、男性保護者のあらゆる権利を有し、二子ではケンテナリウスを相続する特別な権利を有するのでしょうか。それなら自身の母つまり女性保護者以上の権利を有することになってしまいます。彼女はそもそも複数の子を有していてもケンテナリウスを相続することはなかったからです。女性保護者の息子は非嫡出子であっても母の被解放者を相続する権利を有したのですから、〔このような優遇措置は〕とりわけ驚くべきことでしょう¹⁸⁾〔春木一郎(訳)『ガイウス羅馬私法講義案』(出版年不明・『法学協会雑誌』32巻4号(1914年4月)から34巻10号(1916年10月)連載翻訳に基づく)129頁には fere に対応する訳語はなく、John T. Abdy/B. Walker, *The Commentaries of Gaius and Rules of Ulpian*, New Edition, Cambridge 1874 を底本とした末松謙澄訳『訂正増補ガイウス羅馬法解説』参版(1924年)284頁は「殆ど」と訳し、船田亨二訳『ガイウス法学提要』(1967年)192頁は、そのまま欠落を反映させた訳文とし、訳註で「殆ど」の訳を疑問符とともに指摘し、佐藤篤士監訳『ガイウス法学提要』(2002年)132頁は「ほぼ」と訳し、脚註で Nelson-Manthe が fere を補わないことが指摘されている〕。

彼は、特権を受ける〔つまり有子の権を持つ〕母の娘、そして男性保護者の娘であって特権を受ける者とせいぜい同じだけしか得ないはずだと推測するのは全くもってもっともなことです。彼らは、有子の権(ius liberorum)を有していたときには、パピウス法によって「卑属の召喚せられる」(unde liberi)遺産占有を受けましたが、ケンテナリウスに対しては頭数で割る均分の相続分(Kopfteil)を受けなかったのです。女性保護者の息子は、同等の権利なら受けてもよかったのではないのでしょうか。もっとも、ファクシミリで読むことのできるガイウスのテキストが伝えているように、一子であってもです。従って、我々は、1992年に、honoratoの後には CRE ではなく、filiae と読めると推測したのです(史料 11)。

ガイウス『法学提要』3巻53

同法は、女性保護者の息子であって、有子の権を与えられた者に、男性保護者

の娘の権利を与えた。しかしこの者には、一人息子又は娘の権利でも十分である。

Gai. 3.53

Eadem lex patronae filio liberis honorato filiae patroni iura dedit; sed in huius personae etiam unius filii filiaeue ius sufficit.

2012年夏にフィリッポ・ブリグッリョ (Filippo Briguglio) の新たなファクシミリ版が出版されましたが、これは hono の後の穴をはっきりと示しており、その穴の後の文字を読ませてはくれません〔この新しいファクシミリ版 Philippus Briguglio (cura.), *Gai codex rescriptus in Bibliotheca Capitulari Ecclesiae Cathedralis Veronensis Photographicum iterum expressus curavit*, 2012, p. 177–178, 61r–61v も参照。但し、先の 1909 年版とともに、ここで紹介される写真版のように鮮明ではない〕。

ボローニャのフィリッポ・ブリグッリョは過去 10 年の間に下に書かれた文書の全く読むことのできない文字もほとんど常に認識させることができる全く新しいコンピューター・プログラムを開発しました。とはいっても一つの文字に数時間が必要です。私の依頼に応じてブリグッリョは数週間前にある法文を調査し、おそらくは cre ではなく f... であったと私に伝えてくれました。なるほど全く確実に確定できるわけではないですが、そこに filiae (娘の) とあったとする我々の推測は非常に蓋然性の高いものになりました。史料 9 のものもまたブリグッリョのものです。シュトゥーデムントが非難したゲッシェンの古い読み方も、新たな読み方で復権させられます。ゲッシェンはベッキング (Böcking) の模写本が示すように、読んだのです (史料 12)。

同法は、女性保護者の子の権利 (名誉) を有する娘に
男性保護者の権利を与えたが、しかしこの者には、
一人息子又は娘の権利でも十分である。

eadem lex patrona. filie liberis honoratae | A
patroni iura dedit sed in huius psona etiam uniuſ
fili filiaeue iuS sufficit

ゲッシェンは | A [裏が A] を見たのであり、つまり少なくとも f を指摘したわけ

です〔Götschen, § 53. Sched.: honoratae / a l patroni p. 219〕。

bb. 女性被解放者

パピウス法は、女性被解放者を相続する権利を定めていますが、非常に込み入っています。まず同法は四子を有する女性被解放者と4人未満の子を有する女性被解放者を区別しています。四子の権を有さない女性被解放者は、すべてそれまでの状態のままでした。これまでと同様の相続がなされました。四子の権を有する女性被解放者は、パピウス法によって、保護者の法定後見人から解放されたのであり¹⁹⁾、従って保護者の関与なしに遺言を作成できました。四子の権を有する女性被解放者のよりよい地位は無遺言相続にも効果が生じています。女性被解放者の子は、なるほど、保護者、その宗族に属する男性卑属そして女性保護者が存在すれば相続することはできませんでした。女性の子は自権相続人ではなかったからです。ですから、保護者とその宗族に属する男性卑属は、女性保護者と同じく、十二表法によれば、宗族のようにすべてを相続しており、「法定相続人の召喚せられる」遺産占有もすべて受けたのです。女性被解放者がケンテナリアであったかどうかは意味がありませんでした。しかし保護者の家族の成員で特権の少なかった者（保護者の娘、女性保護者の息子）が、四子を有する女性被解放者に召喚されると、彼らはもはや「卑属の召喚せられる」遺産占有をすべて受けることなく、女性被解放者の生存している子（卑属）に対して頭数で割る均分の相続分（Kopfteil）を有するにすぎず、しかも「血族の召喚せられる」順位でした。ガイウス自身は、法律のこの部分が周到に書かれなかったことを報告しています²⁰⁾。

まとめますと、パピウス法は二つの領域で保護者の家族の権利を大きくしたと言うことができます。保護者及び彼の宗族に属する男性卑属並びに三子の権を有する女性保護者が、ケンテナリウスに対する頭数で割る均分の相続分を受けました。二子を有する生来自由人である女性保護者、三子を有し自身も解放された〔つまり自身も保護者のいる〕女性解放者、保護者の娘であって三子を有する者、そして女性保護者の息子で一子を有する者は、「卑属の召喚せられる」遺産占有を受けたのです。

2. 保護者の必然相続権（保護者が当然に相続する権利）²¹⁾

被解放者はローマ市民であり遺言を作成することができました。

a. 男性被解放者 (libertus)

被解放者が遺言を作成すると、実子がいなるときは、半分を男性保護者に与えなければなりません²²⁾²³⁾。保護者が黙過(脱漏)されると、告示が保護者と彼の宗族に属する男性卑属に半分につき「被解放者の遺言書に反する遺産占有」(bonorum possessio contra tabulas liberti)を与えました²⁴⁾。被解放者が二子までのケンテナリウスであったときは、男性保護者は頭数で割る均分の相続分を得ました。ケンテナリウスが少なくとも三子を有していたときは、保護者は何も得ませんでした。これらは「卑属の召喚せられる」法定相続の、告示による遺産占有と同じ効果を有しており、従って詳細を述べる必要はないでしょう。男性保護者の家族の成員すべてが告示によって被解放者の遺言書に反する遺産占有を受けたわけではありません。パピウス法は、保護者の家族のうち、述べてきた特権を与えられた成員にだけ「卑属の召喚せられる」告示による「無遺言の遺産占有」を与えたのです。同じく、同法はこれらの者に告示による「被解放者の遺言書に反する遺産占有」を同じ条件で与えました。

b. 女性被解放者 (liberta)

四子の権を有しない女性被解放者は、法定後見人つまり保護者の助成によってのみ遺言を作成することができました。従って、[助成を行わないことができたので]保護者の家族の成員に、遺言書に反する遺産占有を与える誘因など全く存在しなかったのです。しかし四子の権を有する女性被解放者はパピウス法以降は〔後見人の助成なく〕自力で遺言を作成することができ、保護者の同意なしに保護者の家族の成員を排除することができました。ここに同じパピウス法が介入したのです。つまり、同法は遺言を妨げることができなかつた保護者には、実子と頭数で割る均分の相続分を、他の遺言相続人にはその半分を与えました。女性保護者は、彼女自身が生来自由人として二子の権を、あるいは被解放者として三子の権を、保護者の娘は、三子の権を有するときのみ、この権利を受けたのです²⁵⁾。女性保護者の息子は一子のみで、保護者の、三子を有する娘のような扱いを受けました。

この体制は図表 13 をご覧頂くと一目瞭然になります。法定相続権と必然相続権の首尾一貫した体制が明らかになります。この体制はガイウスを通じてのみ我々に知られているのです。

十二表法は、男性保護者、彼の宗族に属する男性卑属、及び女性保護者を、宗族のように召喚していました。従って被解放者の自権者が存在すれば相続できなかったのです。告示は、男性保護者、彼の宗族に属する男性卑属に、「卑属の召喚せられる」遺産占有を付加的に与えました。本来卑属とは〔家父の死亡によって家父権から〕解放された自権者であり、彼らは告示に従って自権者と並んで相続しました。彼らは宗族たる卑属ではありませんでした。法務官の告示の革命的とも言える新しさは、法務官が保護者を準宗族とし、子ではないにもかかわらず卑属の順位を考えたとある点にあります。

パピウス法は（1）男性保護者と一子権を有する女性保護者に、ケンテナリウスの遺産に対する付加的な権利を与え、（2）男性保護者の家族の成員であって様々な有子権を持つ特権を有する者に告示による保護者の権利を与えました。これを歴史的な関連で考察しますと、パピウス法は有子の権を宗族の特権で報いたこととなります。これらの規制はいかなる目的を追求したのでしょうか。ガイウスは、法務官法の意図は保護者に義務分を認めることで不均衡を避けようとしたのだ、と報告しているにすぎません。しかし実際のところ、これらの者の相続上の地位向上は、アウグストゥスが追求した、子を産むことを奨励することに関連していることは明白です。すぐに扱うことになるアエリウス・センチウス法もまたこの脈絡の中にあるものです。

V. ユニウス・ラテン人

1. ラテン人による財産処分

ユニウス・ラテン人とは、市民法の方法によらずに解放された者のことでした。歴史的にはユニウス人はほとんど認識できません。小プリニウスの書簡の中にのみ具体的なケースがあります²⁶⁾。経済的には、おそらくはラテン人とその「遺産」が大きな役割を果たしていたのでしょう。ガイウス『法学提要』3巻55-76は、異例なほど周到に論じているからです。主人はラテン人に自由を与えましたが、それはラテン人の生存中のみでした。つまり、ラテン人が死亡すると主人はそのラテン人の全財産を（特有財産権によって）所有権として取得しました。これはほかでもなく、ラテン人の経営に対する投資にほかならず、その投資につきその死亡後に弁済させたわけです。ラテン人は死因で何も与えることができませんでした。彼の家族

は完全に無になったのです。ラテン人は、自己の財産を生存者間〔の行為〕で自己の家族又は家外人に譲渡することができました。ユスティニアヌス帝の編纂者たちは、ラテン人に関するあらゆる法源を削除したので、当時何が起こっていたのかは分かりません。しかし私は、主人はラテン人の死後その者が生存者間で隠蔽した財産を返還請求できたと推測しています。

2. 被解放者であるローマ市民におけるカルウィウス訴権及びファビウス訴権、並びに莫大損害

このことは、市民法によって解放された、ローマ市民権を有する被解放者の権利とパラレルだということになります。つまり市民法にのっとって解放された者が、生存者間〔の行為〕で自己の財産の一部を第三者に引き渡すことで、保護者の義務分を減少させたときは、保護者は、無遺言相続の場合には「卑属の召喚せられる」遺産占有によって、遺言相続の場合には「被解放者の遺言書に反する遺産占有」によって、なお存在する遺産の半分 (pars debita) のみを受けます。保護者を詐害して隠匿された財産部分のために、法務官は、保護者に、無遺言相続の場合には付加的にカルウィウス訴権を、遺言相続の場合にはファビウス訴権を与えました²⁷⁾。保護者は取得者に対して目的物の返還を請求することができました²⁸⁾。しかし取得者は、義務分との差額の支払によって返還を回避する権利を有していました。もともと、取得者が目的物の対価として支払った価格が考慮されました。それが正当価格であったときは、保護者は損害を受けていません。その場合は価額が被解放者の遺産に存在していたからです。正当価格でなかったときは、取得者は、正当価格との差額を支払って、返還を回避することができました²⁹⁾。これらの訴権には専決条項があり、この条項を用い、裁判官の裁量によってその価額が評価されました³⁰⁾。

莫大損害との驚くほどパラレルな現象があることが分かります。このことは、まだ研究文献で厳密に研究されていないと思われます。莫大損害とは、ディオクレティアヌス帝によって作られた法制度で、これによって、買主から土地に対する正当価格の半額未満しか受領しなかった土地の売主は、売買代金を返還して、買主に対してその土地の返還請求ができました。しかし取得者は、正当価格との差額を支払うことによって、返還を回避する権利を有していました。カルウィウス訴権とファビウス訴権が莫大損害のモデルだったのです。正当価格もまたカルウィウス訴権とファビウス訴権にその範例があります³¹⁾。莫大損害は近代の法秩序において今

[翻訳] ウールリッヒ・マンテ「被解放者(解放奴隷)を相続する権利」

日でもなお、例えばオーストリア法には存在しています³²⁾。

3. 解放されたユニウス・ラテン人の場合の カルウィウス訴権とファビウス訴権

おそらくラテン人の主人も、ラテン人がその財産を生者間で隠匿したときには、類似の権利を有していました。ここでもまた正当価格が考慮されるのですが、単に半額との差額ではなく、価額全体との差額が計算されていた、と私は推測します。ユスティニアヌス帝がようやくラテン人に完全な市民権を与えました³³⁾。

VI. ラルグス元老院議決

1. ユニウス・ラテン人の市民権取得

すでに述べたように、ラテン人はローマ市民権を取得することができました(史料 14)。市民法の形式による再度の解放(再解放(iteratio))によってラテン人は市民権を取得しました³⁴⁾。この場合、もちろん主人の同意があつてのことです。小ブリニウスの書簡から³⁵⁾、再解放はおそらく非常に頻繁になされていたことが明らかになります。つまり、棍棒による解放の形式での生者間の解放には法務官又は属州総督の立会いが必要でした。そうした役職者は常に居合わせてくれるわけではなく、従つてまずは形式によらずに自由にし、後で棍棒による解放を行いました。以下の場合には、ラテン人は主人の意思なくローマ市民権を取得しました。

最も重要なケースはすでにアエリウス・センチウス法(lex Aelia)によって導入されました(紀元後4年)。アエリウス・センチウス法はユニウス・ノルバナス法(lex Iunia Norbana)(紀元後12年)に先行するもので、従つてまだユニウス・ラテン人の権利ではなく、形式によらない古法の被解放者の権利を定めていました。30歳未満で解放され、従つて市民法上の自由を取得していなかった被解放者は、結婚し少なくとも1歳の息子を有するときにはローマ市民になったのです。ラテン人の婦女は3人の子を有する必要がありました。婚姻締結にあつてラテン人の当事者は、自分が子を産むために(子を得るために(liberorum quaerendorum causa))結婚することを誓う必要がありました³⁶⁾。ガイウスの報告の中には³⁷⁾、「子を得るために」との文言が欠けています。後になってようやく、1歳になる息子つまり1歳男児(anniculus)を援用することができました。しかしこの手続の——1歳男児

の証明 (anniculi causae probatio) という——名称は、市民権獲得のためには、婚姻ではなく婚姻の目的が証明されなければならなかったことをはっきりと示しています。ガイウス『法学提要』1巻29では、この三つの単語〔「子を得るために」〕が消えています。後にペガスス元老院議決は、30歳未満の年齢で解放された者だけでなく、他のすべてのラテン人にこの権利を与えました³⁸⁾。ラテン人がローマ市民になるのは、ウィセッリウス法 (lex Visellia) によれば、夜警隊 (Schutzpolizei, vigiles) で6年間 (後の元老院議決によればすでに3年間) 職務についたとき³⁹⁾、クラウディウス帝の告示によれば、ラテン人が穀物取引のために大規模な船を建造し、その船で6年間穀物を輸送したとき⁴⁰⁾、ネロ帝の告示によれば、ラテン人が20万セステルスを持し、少なくとも自己の財産の半分でローマに家屋を建設したとき⁴¹⁾、トラヤヌス帝の告示によれば、3年間ローマで大規模な製粉業を営んでいたとき⁴²⁾、です。三子の権を有するラテン人女性は元老院議決によって市民権を取得しました⁴³⁾。最後に挙げますが、皇帝は市民権を付与することができたのです⁴⁴⁾。

これらすべての場合において、主人はラテン人の死後に彼の財産を得る自己の権利を失いました。トラヤヌス帝は⁴⁵⁾、主人の同意なしにラテン人に市民権を付与したときに、市民になったかつてのラテン人は、にもかかわらず死亡の場合に再び奴隷になると命じたのです。これに対して、ハドリアヌス帝は、まさにこの者に、アエリウス・センチウス法によった「1歳男児の婚姻目的達成 (カウサ) の証明」によって市民権を取得することを許したのです⁴⁶⁾。こうしてトラヤヌス帝の告示は相当に効力なきものにされました。ユスティニアヌス帝は Inst. 3.7.4 及び C. 7.6.1.1 でトラヤヌス帝の告示だけに言及し、ハドリアヌス帝の告示には触れていませんが、これは明らかに、自身の法律 C. 7.6.1 「ラテン人の自由の廃止について」(531年) をより強調する目的がありました。

主人の意思なき市民権取得のこれらのケースをまとめて考察しますと、これらのケースが、公の福祉が主人の諸権利を制限したことに基づいていることを示しています。ラテン人は、ローマ市民の繁栄をもたらす、市民の中間層に属していました。ユニウス・ノルパヌス法の立法趣旨は完全にはっきりしているというわけではありません。人道的な配慮 (humanitas) がその根拠だったのでしょうか。ユニウス・ノルパヌス法の意図は、ラテン人に法的安定性をもたらすことだったのでしょうか。被解放者にとっては、クイリーテースの、解放までの見習 (仮採用) 期間

だったのでしょうか。夜警隊を募ることができれば、というものだったのでしょうか。とりわけ経済的な理由だったのだ、というのが〔オランダ・ハーグ生まれ、オックスフォード大学オールソウルズ・カレッジでローマ法欽定講座担当者であった〕シルクス（Sirks）が支持するものです⁴⁷。つまり保護者の地位が強化され、保護者には、自分たちには風紀上許されていなかった経済取引をそのラテン人を通じて行うことを可能にする趣旨であった、ということです。この説の証拠は数多くあります。

歴史的な史料には、ラテン人についてほとんど報告がないのが大変悔やまれます。墓碑の中で、死亡したのがラテン人であることを明白に知らせている碑文を、私はこれまで二つしか見つけていません。ほかのラテン人はすべて生存中にローマ市民になったのでしょうか。この見解は、歴史家であった故ハルトムート・ヴォルフ（Hartmut Wolff）氏が、かつて私との会話の中で述べたものです。アントニヌス勅令はラテン人に市民権を与えませんでした。ですから、ユスティニアヌス帝にいたるまで5世紀の間、やはり何らかの方法で首尾良くローマ市民権を取得することのなかった多くのラテン人がいたに違いありません。

2. ラルグス元老院議決（Senatusconsultum Largianum）

ラテン人が市民権を取得したときは、ユニウス・ノルバヌス法はもはや効力がありませんでした。従って、主人は、かつてラテン人であった者の財産を「特有財産法によって」受けることはなく、むしろかつてラテン人であった者は今やローマ市民として自己の財産を無遺言相続又は遺言相続で遺すことができたのです。ラルグス元老院議決（紀元後42年）がここに介入し主人を保護しました。詳細を述べなくてもよいでしょうが、ラルグス元老院議決の原則は重要です〔紀元後42年のこの元老院議決についてはそれほど知られているわけではない。E. Volterra (P. Buongiorno (cura)), *Senatus Consulta (Acta Senatus, B. Studien und Materialien; Bd. 1)*, Hanover 2017, p. 65. 保護者が被解放者を相続する権利については、Pasquale Voci, *Diritto ereditario romano*, vol. II, Milano 1963, p. 34-36 参照〕（史料15）。

(1) ローマ市民になったラテン人の財産は、まずは相続法上保護者に帰属しました。被解放者は保護者を廃除することができませんでした。

(2) 保護者がすでに死亡していれば、次に保護者の卑属が召喚されました。さて相続順位は類似していますが、市民法上の被解放者と全く同じというわけではあ

りません。被相続人によって個別に（名を挙げて）廃除されたときのみ彼らは何も受けません⁴⁸⁾。卑属の中には家父権免除を受けた者（*emancipati*）も入ります⁴⁹⁾。市民法によって解放された被解放者の場合とは異なり、彼らについては相続人廃除がなされました。しかし市民法におけるのと異なり、相続人廃除は、自権相続人である息子（*fili sui*）のみならず、卑属や⁵⁰⁾、その他の者⁵¹⁾（娘、手権に服する妻、男女を問わず孫・曾孫）についても、個別に（名を挙げて）行わなければなりませんでした。

（3）保護者が卑属を遺していないときは、第三順位に保護者の相続人が召喚されますが、これは古法（*ius antiquum*）つまり特有財産法（*iure peculii*）によってでした⁵²⁾。

ラルグス元老院議決は、被解放者の相続における順位についての顕著な体制破壊でした。卑属の召喚、並びに卑属及びその他の者の有効な相続人廃除の前提（個別に（名を挙げて）*nominatim*であって、単に一括して（*inter ceteros*）ではない）を変更することは、ラルグス元老院議決が宗族体制に代えて法務官の血族体制にしたことを示しています。しかし市民法上の被解放者には依然として十二表法の宗族体制が有効でした——ここでは卑属ではなく保護者の宗族卑属だけが召喚されました。血族体制への移行は私の知るところ研究文献ではまだ論じられていません。

VII. 降伏外人（*Dediticii*）

被解放者の中には、解放にあたり、汚点故に降伏外人の法的地位しか獲得しない者も多かったわけです。彼らの遺産は、その汚点がなければローマ市民であったのかユニウス・ラテン人であったのかに応じて、被解放者たるローマ市民のルール、又は被解放者たるユニウス・ラテン人のルールに従って扱われました⁵³⁾。降伏外人は決して市民権を取得することはありませんでした。アントニヌス勅令もまた彼らを市民権から排除していました。墓碑には痕跡がありませんが、ユスティニアヌス帝の時代まで多くの降伏外人がいたに違いありません。ユスティニアヌス帝は降伏外人に完全な市民権を与えました⁵⁴⁾。私の講演の目的に関して言えば、この降伏外人はいかなる役割も演じていません。

VIII. ユスティニアヌス帝法

ユスティニアヌス帝法は、当初は古典期の相続法を僅かに変更しただけで、維持していました。保護者の義務分は2分の1、3分の1に引き下げられ、ケンテナリウスの被解放者の保護者は、その権利に制限を受けました⁵⁵⁾。新勅法118及び127(543年及び548年)は宗族の体制を除去したのですが、被解放者を相続する権利については根本的な変更をもたらさませんでした。

IX. 経済的な意味と近代法における痕跡

被解放者を相続する権利の研究は何を明らかにしたのでしょうか。

1. 体制の変更を見て取ることができます。告示は保護者の宗族に血族である卑属の地位を与え、これによって体制の崩壊をもたらしました。相続人の地位への血族の侵入は、紀元前2世紀以降見て取ることができます。この世紀には手権婚は社会の上流階級でますます稀になり⁵⁶⁾、同じ世紀に法務官は血族の順位を導入しました。被解放者の財産についての告示(紀元前100年頃)は、この社会の発展に上手く適合したのです。アエリウス・センチウス法及びパピウス法の主たる目標は多産を奨励することでした。パピウス法は、保護者に対し卑属の地位を与えることを用いて、保護者の家族の、特権を受けた婦女で宗族ではない成員をも、特別な有子の権で報いたのです。

2. 立法の趣旨は経済の推進と多産への報償でした。

a. 経済の促進

十二表法は、第二次ポエニ戦争後の時代には経済的に妨げとなることを露呈していました⁵⁷⁾。告示とユニウス・ノルバヌス法は、被解放者の経営を認め、保護者に被解放者による経営の果実が以前よりも分配されるようにしたのです。近代的な言葉を使うと、ローマ人は自分の奴隸の助けを借り経済的な経営をするいくつもの形式を有していた、と言うことができます。奴隸に特有財産を与え、そしていわば有限責任会社を有していたのです。というのも特有財産訴権は責任を特有財産に限定していたからです。あるいは主人は奴隸を自由にして、被解放者が行った経営からの配当金として相続財産の一部を資本抛出者として受け取るわけです。保護者の家族の成員は——時代を無視した言い方ですが——株式会社の株主であったのです。

古典古代の経済史の枠組みの中で新たに研究がなされれば、と思います。ユニウス・ノルバヌス法はラテン人を作った後に、彼らが経済的に成功を取めたことが示されています。これに彼らは市民権で報いを受け、そのことが彼らのモチベーションを高めたのです。後になると、ラルグス元老院議決が、体系としては一貫しているとは言えませんが、ラテン人の旧来の主人との妥協を行いました。

b. 多産の奨励

アエリウス・センチウス法とペガスス元老院議決⁵⁸⁾、1歳男児を有するラテン人に市民権で報いたのです。これによって彼らの主人は義務分まで不利な扱いがなされることになりました。トラヤヌス帝がそれを妨害しようと試みましたが、ハドリアヌス帝は再び元に戻したのです。パピウス法は、子に恵まれた者に遺産占有とそれから義務分権を与えて新たな体制を作りました。

3. これらの改革は今日の法にいかなる帰結をもたらしたでしょう。ドイツ民法典は新たな義務分権を作りましたが、これはローマ法の伝統を有さず、フランス民法典やオーストリア民法典のモデルに従っています。普通法は、「不倫遺言の訴」以外には被解放者に対する義務分権を提供しませんでしたので、ドイツ民法典の編纂者たちは保護者の義務分権の構造 (D. 38.2 [被解放者の財産について De bonis libertorum]) に目を向けました。義務分権者は、被相続人から遺贈を受けた者を相手方とする請求権を有するとするドイツ民法 2325 条の規定 [被相続人が第三者に贈与をなしたときは、義務分権者は、贈与された目的物を遺産に加算すれば義務分が増加する額を義務分の補充として請求することができる] の中に⁵⁹⁾、ファビウス訴権の残響がはっきりと響いているというのが私の考えです。

4. 全く付随的なことですが、ガイウス『法学提要』3巻53のテキストの中にある議論のある箇所を読み方については、コンピューターの技術を活用できたのです。

〔史料 及び 図表〕

史料 1.

十二表法 5 表 4

無遺言で死亡した場合であって、自権相続人もいないときは、最近宗族が家産を有するものとする。

XII 5.4

〔翻訳〕 ウールリッヒ・マンテ「被解放者（解放奴隸）を相続する権利」

Si intestato moritur, cui suus heres nec escit, adgnatus proximus familiam habeto

史料 2.

十二表法 6 表 1

ある者が拘束行為及び握取行為を行うときは、口頭で言明したように、それが法であるものとする。

XII 6.1

Cum nexum faciet mancipiumque, uti lingua nuncupassit, ita ius esto.

史料 3.

十二表法 5 表 1

XII 5.1 [5.3 とされることもある]

Uti legassit super pecunia tutelave suae rei, ita ius esto

彼（家長）が家産及び自己の物の後見について遺贈したように、それが法であるものとする。

史料 4.

サルウィアヌス『教会へ』3 卷 7 章 34

「生来自由人のごとくに生き、奴隸として死ぬ。」

Salv. eccl. 3.7.34

Vivant ... quasi ingenui et moriantur ut servi.

図表 5. 被解放男性を相続する権利 (Erbrecht nach männlichen Freigelassenen)

	十二表法 XII tabulae	法務官告示 edictum praetoris	パピウス法 lex Papia
		卑属の召喚せられる遺産占有 bonorum possessio unde liberi	法定相続人の召喚せられる遺産占有 bonorum possessio unde legitimi
		市民法上、無子ないし二子を有するケンテナリウスに次ぐ iure civili post centenarium cum 0-2 liberis	告示による per edictum
男性保護者 Patronus	自権相続人に次ぐ宗族として	実子に次ぐ無権利	自権相続人に次ぐ宗族として 相続財産の均分 相続分 法律に基づく遺産占有：ケンテ

	十二表法 XII tabulae	法務官告示 edictum praetoris		パピウス法 lex Papia	
男性保護者の息子 patroni filius 男性保護者の男系孫など patroni nepos ex filio etc.	ut agnatus post suos	nihil post liberos naturales; 養子及び手権に服する妻とともに半分 dimidia pars cum liberis adoptivis et uxore in manu; その他の者より先順位ですべて omne prae aliis	ut agnatus post suos	頭数で割る均分相続分 pars virilis hereditatis Kopfteil	ナリウスの財産の頭数で割る均分相続分 b. p. ex lege: pars virilis bonorum centenarii Kopfteil
生来自由人の女性保護者 三子 patrona ingenua: 3 liberi	自権相続人に次ぐ宗族女性として ut agnata post suos	無権利 nihil	自権相続人に次ぐ宗族女性として ut agnata post suos	保護者として相続財産の頭数で割る均分相続分 ut patronus pars virilis hereditatis → Kopfteil	法律に基づく遺産占有。ケンテナリウスの財産の頭数で割る均分相続分 b. p. ex lege: pars virilis bonorum centenarii Kopfteil
生来自由人の女性保護者 二子 patrona ingenua: 2 liberi	自権相続人に次ぐ宗族女性として ut agnata post suos	無権利 nihil	自権相続人に次ぐ宗族女性として ut agnata post suos	男性保護者として ut patronus →	卑属の召喚せられる遺産占有: 実子に次ぎ無権利。養子及び手権に服する妻とともに半分 b. p. unde liberi: nihil post liberos naturales; dimidia pars cum liberis adoptivis et uxore in manu; omne prae aliis その他の者より先順位ですべて omne prae aliis
被解放女性たる保護者 三子 patrona libertina: 3 liberi	自権相続人に次ぐ宗族女性として ut agnata post suos	無権利 nihil	自権相続人に次ぐ宗族女性として ut agnata post suos	男性保護者として ut patronus →	卑属の召喚せられる遺産占有。実子に次ぎ無権利。養子及び手権に服する妻とともに半分 b. p. unde liberi: nihil post liberos naturales;

[翻訳] ウールリッヒ・マンテ「被解放者(解放奴隷)を相続する権利」

	十二表法 XII tabulae	法務官告示 edictum praetoris		パピウス法 lex Papia	
					naturales; dimidia pars cum liberis adoptivis et uxore in manu; omne prae aliis その他の者より 先順位ですべて omne prae aliis
保護者の娘 子 patroni filia: 3 liberi	三 かつては自権相 続人に次ぐ宗族 女性, ウォコニ ウス法により無 権利 olim ut agnata post suos, Voconiana ratione: nihil	無権利 nihil	無権利 nihil	男性保護者とし て ut patronus →	卑属の召喚せら れる遺産占有。 実子に次ぎ無権 利。養子及び手 権に服する妻と ともに半分 b. p. unde liberi: nihil post liberos naturales; dimidia pars cum liberis adoptivis et uxore in manu; omne prae aliis その他の者より 先順位ですべて omne prae aliis
保護者女性の息 子 一子 patronae filius: 1 filius/filia	無権利 nihil	無権利 nihil	無権利 nihil	男性保護者とし て ut patronus →	卑属の召喚せら れる遺産占有: 実子に次ぎ無権 利。養子及び手 権に服する妻と ともに半分 b. p. unde liberi: nihil ost liberos naturales; dimidia pars cum liberis adoptivis et uxore in manu; omne prae aliis その他の者より 先順位ですべて omne prae aliis
生来自由人たる 保護者 無子又 は一子 patrona	自権相続人に次 ぐ宗族女性とし て ut agnata post	無権利 nihil	自権相続人に次 ぐ宗族女性とし て ut agnata post	無権利 nihil	無権利 nihil

	十二表法 XII tabulae	法務官告示 edictum praetoris		パピウス法 lex Papia	
ingenua: 0-1 liberi	suos		suos		
生来自由人たる 保護者女性 無 子ないし二子 patrona libertina: 0-2 liberi	自権相続人に次 ぐ宗族女性とし て ut agnata post suos	無権利 nihil	自権相続人に次 ぐ宗族女性とし て ut agnata post suos	無権利 nihil	無権利 nihil
保護者の娘 無子ないし二子 patroni filia: 0-2 liberi	かつては自権相 続人に次ぐ宗族 女性として ウオコニウス法 により無権利 olim ut agnata post suos, Voconiana ratione: nihil	無権利 nihil	無権利 nihil	無権利 nihil	無権利 nihil
保護者女性の息 子 無子 patronae filius: 0 liberi	無権利 nihil	無権利 nihil	無権利 nihil	無権利 nihil	無権利 nihil

図表 6. 被解放女性を相続する権利

	十二表法 XII tabulae	法務官告示 edictum praetoris	パピウス法 lex Papia	
		法定相続人の召喚 せられる遺産占有 bonorum possessio unde legitimi		告示による per edictum
男性保護者 Patronus 男性保護者の息子 patroni filius 男性保護者の男系孫 など patroni nepos ex filio etc.	宗族女性として、す べて ut agnatus: omne	被解放女性は卑属 ではない。それ故 に、宗族としてす べて libertae non sunt liberi; itaque ut agnatus: omne		
生来自由人である女 性保護者 三子 patrona ingenua: 3 liberi	宗族女性として、す べて ut agnata: omne	宗族女性として、す べて ut agnata: omne		

[翻訳] ウールリッヒ・マンテ「被解放者(解放奴隷)を相続する権利」

	十二表法 XII tabulae	法務官告示 edictum praetoris	パピウス法 lex Papia	
生来自由人である女性保護者 二子 patrona ingenua: 2 liberi	宗族女性として、すべて ut agnata: omne	宗族女性として、すべて ut agnata: omne	男性保護者として ut patronus →	法定相続人の召喚せられる遺産占有 b. p. unde legitimi: omne
被解放者である女性保護者 三子 patrona libertina: 3 liberi	宗族女性として、すべて ut agnata: omne	宗族女性として、すべて ut agnata: omne	男性保護者として ut patronus →	法定相続人の召喚せられる遺産占有 b. p. unde legitimi: omne
男性保護者の娘 三子 patroni filia: 3 liberi	かつては女性の宗族としてすべて。ウォコニウス法により無権利 olim ut agnata: omne, Voconiana ratione: nihil	無権利 nihil	男性保護者として ut patronus →	法定相続人の召喚せられる遺産占有すべて。四子権を有する解放女性に次ぐ。血族の召喚せられる遺産占有, 頭数で割る均分相続分 b. p. unde legitimi: omne; post libertam cum iure 4 liberorum: b. p. unde cognati: pars virilis
女性保護者の息子 一子(息子, 娘) patronae filius: 1 filius/filia	無権利 nihil	無権利 nihil	男性保護者として ut patronus →	法定相続人の召喚せられる遺産占有すべて。四子権を有する解放女性に次ぐ。血族の召喚せられる遺産占有, 頭数で割る均分相続分 b. p. unde legitimi: omne; post libertam cum iure 4 liberorum: b. p. unde cognati: pars virilis
生来自由人たる保護者 無子ないし一子 patrona ingenua: 0-1 liberi	宗族女性として、すべて ut agnata: omne	宗族女性として、すべて ut agnata: omne	無権利 nihil	無権利 nihil
被解放者たる保護者 無子ないし二子 patrona libertina: 0-2 liberi	宗族女性として、すべて ut agnata: omne	宗族女性として、すべて ut agnata: omne	無権利 nihil	無権利 nihil

	十二表法 XII tabulae	法務官告示 edictum praetoris	パピウス法 lex Papia	
男性保護者の娘 子ないし二子 patroni filia: 0-2 liberi	かつては女性の宗 族としてすべて。 ウオコニウス法に より無権利 olim ut agnata: omne, Voconiana ratione: nihil	無権利 nihil	無権利 nihil	無権利 nihil
女性保護者の息子 無子 patronae filius: 0 liberi	無権利 nihil	無権利 nihil	無権利 nihil	無権利 nihil

史料 7. 被解放者の遺産を占有すること (Bonorum possessio nach Freigelassenen)

1. 卑属の召喚せられる unde liberi
2. 法定相続人の召喚せられる unde legitimi
3. 血族の召喚せられる unde cognati
4. 保護者の家族の召喚せられる unde familia patroni
5. 保護者の保護者の召喚せられる unde patronus patroni
6. 夫婦の召喚せられる unde vir et uxor
7. 解放者の血族の召喚せられる unde cognati manumissoris

史料 8.

シュトゥーデムント『ガイウス「法学提要」模写本』

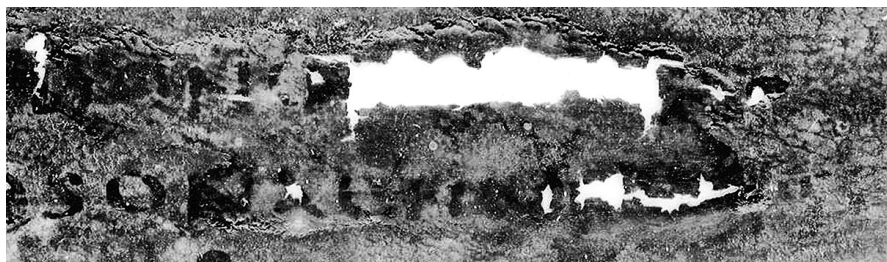
STUEMUND, Apographum pag. 139,23-24; 130,1 (Gai. III 53)

**EADem lex PATRONAE FILIO LIBERIS HONORATO CRE
PATRONI IURA DEDIT SED IN HUIUS PERSONA ETIAM UNUS
FIL FILIAEUE IUS SUFFICIT**

史料 9.

ガイウス『法学提要』ヴェローナ写本 (ブリグッリョ撮影) 61 葉裏面 23-24 行
Folium 61v Zeile 23-24 (Foto BRIGUGLIO)

[次頁写真図]



史料 10.

ガイウス『法学提要』3巻53 クリュエーガー・シュトゥーデムント版 (Gai. III 53 ed. Krueger/Studemund)

同法は、女性保護者の息子であって、有子の権を付与された者に、おおよそ保護者の権利を与えた。しかしそうした事例でも、一人息子又は娘の占有に基づく権利で十分である。

Dasselbe Gesetz gewährte dem Sohn einer Patronin, dem ein Kinderrecht verliehen ist, ungefähr die Rechte eines Patrons; aber in einem solchen Falle genügt sogar ein Recht, das auf dem Besitz eines einzigen Sohnes oder einer einzigen Tochter beruht.

Eadem lex patronae filio liberis honorato *ferè* patroni iura dedit; sed in huius personae etiam unius filii filiaeue ius sufficit.

〔訳者補註〕 ちなみに J. Reinach による仏訳も *presque*, W. E. Gordon/O. F. Robinson による英訳は括弧に入れて *almost*, J. E. Spruit/K. Bongenaar による蘭訳も *ongeveer* と「ほぼ」と訳しているのに対して、F. de Zulueta による英訳は *pretty well* とし、Mr. Ir. A. C. Oltmans による蘭訳は訳していない。J. Reinach (tr.), *Institutes*, Paris 2007, «La même loi a donné au fils de la patronne honoré du droit des descendants presque les mêmes droits qu'au droit afférent à un seul fils ou une seule fille suffit.», W. E. Gordon/O. F. Robinson (tr.), *The Institutes of Gaius*, Ithaca, New York 1988 «The same Act gave to a patroness's son with children [almost] the same rights as a patron; but in this cause even one son or one daughter is sufficient.», J. E. Spruit/K. Bongenaar (vertaal), *De Instituten van Gaius*, Walburg 1994, «Die zelfde wet heeft aan de zoon van een beschermvrouw, indien zij zich door kinderen onderscheiden heeft, ongeveer de rechten van een beschermheer gegeven. Maar in zijn geval is zelfs het privilege van één zoon of dochter al voldoende.», F. de Zulueta

(tr.), *The Institutes of Gaius. Part I*, Oxford 1946, «To a patroness's son privileged by reason of children the same lex has given pretty well the rights of a patron.; but in his case privilege by reason of a single son or daughter suffices.», Mr. Ir. A. C. Oltmans, *De Instituten van Gaius*, Haarlem 1967, «Dezelfde wet heeft aan den zoon van een patrones, wanneer die zoon kinderen heeft, de rechten van een patroon toegekend; nu is ten aanzien van dien persoon ook het voorrecht van één zoon of dochter voldoende.»

史料 11.

ガイウス『法学提要』3巻53 ネルソン・マンテ版 Gai. III 53 ed. NELSON/MANTHE
同法は、女性保護者の息子であつて、有子の権を与えられた者に、保護者の娘の
権利を与えた。しかしそうした場合に、単独の息子又は娘の占有に基づく権利で
十分である。

Dasselbe Gesetz gewährte dem Sohn einer Patronin, dem ein Kinderrecht verliehen ist, die Rechte *einer* Patronstochter; aber in einem solchen Falle genügt sogar ein Recht, das auf dem Besitz eines einzigen Sohnes oder einer einzigen Tochter beruht.

Eadem lex patronae filio liberis honorato *filiae* patroni iura dedit; sed in huius personae etiam unius filii filiaeue ius sufficit.

史料 12.

ベッキング『ガイウス「法学提要」写本模写本』3巻53

BÖCKING, Apographum pag. 139,23–24; 130,1 (Gai. III 53)

**EADem lex PATRONA. FILIE LIBERIS HONORATAE /
PATRONI IURA DEDIT SED IN HUIUS PERSONA ETIAM UNIUS
FILII FILIAEUE IUS SUFFICIT**

図表 13.

パピウス法の成果

[次頁表]

	十二表法 XII tabulae	告示 Edictum	パピウス法 Lex Papia
男性保護者 Patronus 男性保護者の宗族に属する男性卑属 eius descendentes agnati masculi	宗族として ut agnatus	卑属の召喚せられる unde liberi 法定相続人の召喚せられる unde legitimi	
女性保護者 Patrona	宗族として ut agnata	法定相続人の召喚せられる unde legitimi	
有子の権を有する女性保護者 patrona cum iure liberorum	宗族として ut agnata	法定相続人の召喚せられる unde legitimi	卑属の召喚せられる unde liberi
男性保護者の娘、女性保護者の娘であって有子の権を有する者 filia patroni, filius patronae cum iure liberorum	無権利 nihil	無権利 nihil	卑属の召喚せられる unde liberi
その他 Ceteri	無権利 nihil	無権利 nihil	無権利 nihil

史料 14.

ユニウス・ラテン人の市民権取得

再度の市民法による解放

アエリウス・センチウス法 1歳男児の証明 (Lex Aelia Sentia (4 n. Chr.): *anniculi causae probatio*)

ウィセッリウス法 (Lex Visellia) 夜警隊 (Polizei, vigiles) で6年間（後に3年間）の勤務

クラウディウス帝告示 穀物輸送船

ネロ帝告示 家屋建築

トラヤヌス帝告示 製粉業

ラテン人女性 三子の権 (*ius trium liberorum*)

皇帝による付与

史料 15.

ラルグス元老院議決 SC Largianum

1. 男性保護者 patronus	相続権・相続法に従い iure hereditario
2. 個別に（名を明示して）廃除されていない卑属 liberi patroni non nominatim exheredati	相続権・相続法に従い iure hereditario
3. 男性保護者の相続人 heredes patroni	特有財産法に従い iure peculii

原註

- 1) Gai. III 1. ガイウス『法学提要』3巻1
- 2) Gai. III 9. ガイウス『法学提要』3巻9
- 3) XII 6,3. [十二表法 6表3]
- 4) §§ 156–162. [レーネル『永久告示録』156–162]
- 5) liberi = sui und emancipati. 卑属＝自権相続人及び家父権免除を受けた者
- 6) LENEL, EP 378. [レーネル『永久告示録』]
- 7) Gai. III 58. [ガイウス『法学提要』]
- 8) 根拠史料は存在しない。
- 9) SIRKS, RIDA 28, 1981, 256; NELSON/MANTHE 111 wegen Ulp. D. 38.2.1.2.
- 10) EP § 159. [Unde familia patroni]
- 11) EP § 160. [Unde patronus patroni]
- 12) EP § 161. [Unde vir et uxor]
- 13) EP § 162. [Unde cognati manumissoris]
- 14) EP § 157, + EP 357⁹. [Unde legitimi] [Fn. 9 Gai. III, 40. 49. 45. 46, Ulp. XXIX, 1. 4. 5]
- 15) EP § 164. [Ut ex legibus senatusue consultis nonorum possessio detur.]
- 16) Ulp. 1198 D. 38.7.2.4; 1210 D. 38.14.1.2; Paul. 600 D. 38.7.3.
- 17) ASTOLFI, La Lex Iulia et Papia, Padova 1995³, 212.
- 18) Paul. 43 ad ed. D. 38.2.18.
D. 38.2.18 Paulus libro quadragensimo tertio ad edictum.
パウルス『告示註解』43巻
非嫡出で生まれても、なるほど女性保護者の子は、母の被解放者の遺産占有を有するが、これに対し、男性保護者の子については、嫡出子の場合に限られる。
Patronae quidem liberi etiam volgo quaesiti accipient materni liberti bonorum possessionem, patroni autem non nisi iure quaesiti.

- 19) Gai. III 47.
20) Gai. III 47 *quamvis parum diligenter ea pars legis scripta est.* 「たとえ法律のこの部分はそれほど周到に書かれていなかったとしてもである。」

Gai. III 47.

しかし、四子を有し遺言を遺した女性被解放者の財産の中から頭数で割る均分の相続分が、その者〔保護者の娘〕に対する義務であることは、幾人かの法学者が考えるようには、決して有子の権によって達せられることはない。しかし、女性被解放者が無遺言で死亡したときに、パピウス法の文言によって、均分の相続分が彼女に対して義務となる効果が生じる。これに対して、女性被解放者が遺言を作成して死亡したときは、被解放者の遺言書に反して与えられるような権利が彼女に与えられる。つまり保護者の男性卑属が被解放者の遺言書に反して有するような権利である。たとえ法律のこの部分はそれほど周到に書かれていなかったとしてもである。

Sed ut ex bonis libertae testatae quattuor liberos habentis uirilis pars ei debeatur, ne liberorum quidem iure consequitur, ut quidam putant; sed tamen intestata liberta mortua uerba legis Papiae faciunt, ut ei uirilis pars debeatur; si uero testamento facto mortua sit liberta, tale ius ei datur, quale datum est contra tabulas testamenti liberti, id est, quale et uirilis sexus patronorum liberi contra tabulas testamenti liberti habent, quamuis parum diligenter ea pars legis scripta sit.

- 21) EP § 150 De bonis libertorum. 「卑属の財産について」
22) Gai. III 41.
23) EP § 150.3. Gai. III 41.
24) § 150.1.
25) 法的地位は唯一の法源であるガイウス『法学提要』3巻47では若干不明瞭である。
26) Tac. ann. [タキトゥス『年代記』] 13,27; その他の史料としては STEINWENTER, Latini Iuniani, RE 12 (1924) 910–924. Juristische Quellen: Gnomon des Idiologos; C. Theod. 4.12.3; 9.24.1.5 (Ostreich und Westreich); C. Theod. 2.22.1 (Westreich). FIRA III 11 (inter amicos, Ägypten, 221 n. Chr.) がある。
27) § 151 EP, Kaser I § 172 II.
28) restituere, Iav. D. 38.5.12; Paul. D. 38.5.5.1; 38.5.13; Ulp. D. 38.5.1.16; auch reuocare, D. 38.5.3 und D. 38.5.6.
29) D. 38.5.15.
30) Kaser/Hackl § 48 Fn. 44. [Paul. 42 ed. D. 38.5.5.1 In actione Faviana si res non restituitur, tanti damnabitur reus, qui quanti actor in litem iurauerit.]
31) Ulp. D. 38.5.1.12.

32) オーストリア民法 934 条

「双務行為（契約）において、当事者の一方が、通常の価値からして、相手方に与えたものの半額も相手方から受けなかったときは、本法は、被害者に、取消と原状回復を請求する権利を認めるものである。しかし、相手方には、通常価値までの差額の賠償を行うことによって、行為（契約）を維持することが認められている。価値の不均衡は行為（契約）が締結された時を基準に定められる。」

ABGB. § 934.

Hat bei zweiseitig verbindlichen Geschäften ein Teil nicht einmal die Hälfte dessen, was er dem andern gegeben hat, von diesem an dem gemeinen Werte erhalten; so räumt das Gesetz dem verletzten Teile das Recht ein, die Aufhebung, und die Herstellung in den vorigen Stand zu fordern. Dem andern Teile steht aber bevor, das Geschäft dadurch aufrecht zu erhalten, daß er den Abgang bis zum gemeinen Werte zu ersetzen bereit ist. Das Mißverhältnis des Wertes wird nach dem Zeitpunkte des geschlossenen Geschäftes bestimmt.

33) Cod. Iust. 7.6.1.

34) Gai. III 35.

35) プリニウス『書簡集』 Plin. ep. 7.16.3-4; 7.32.1; 10.5.2; 10.6.1; 10.11.2; 10.104; 10.105.

36) Ulp. ep. 3.3.

37) Gai. I 29.

事実、アエリウス・センチウス法によると、30歳未満で解放されラテン人になった者が、ローマ市民、ラテン人、又は彼ら自身も属していた同じ身分にある妻を娶った場合であって、証人と呼ばれた7人を下らない成熟ローマ市民によりそれが証明され、しかも息子をもうけたときは、その息子が満1歳になり始めると直ちに、この法律によって、法務官又は属州総督に赴き、アエリウス・センチウス法に基づいて、妻を娶り、そしてその妻から生まれた満1歳になる息子を有していることを証明する権能が、彼らに与えられる。そして、〔子をもうけるという〕婚姻目的達成（カウサ）の証明を受けた者〔法務官又は属州総督〕が、そうであると宣言すると、その時は、このラテン人自身と、もしその彼と同じ身分にあれば彼の妻も、そして同じ身分にあれば、その息子も、ローマ市民であると命じられる。

Statim enim ex lege Aelia Sentia minores triginta annorum manumissi et Latini facti si uxores duxerint vel cives Romanas vel Latinas coloniarias vel eiusdem condicionis, cuius et ipsi essent, idque testati fuerint adhibitis non minus quam septem testibus civibus Romanis puberibus et filium procreaverint, cum is filius anniculus esse coeperit, datur eis potestas per eam legem adire praetorem vel in

provinciis praesidem provinciae et adprobare se ex lege Aelia Sentia uxorem duxisse et ex ea filium anniculum habere: Et si is, apud quem causa probata est, id ita esse pronuntiaverit, tunc et ipse Latinus et uxor eius, si et ipsa eiusdem condicionis sit, et filius eius, si et ipse eiusdem condicionis sit, cives Romani esse iubentur.

38) Gai. I 31.

ところが、ローマ市民権を取得するこの権利は、アエリウス・センチウス法によれば、解放されラテン人になった30歳未満の者だけが有していたものの、しかし、その後、ペガススとプシオが執政官のときになされた元老院議決によって、解放されラテン人となった30歳以上の者にも認められた。

Hoc tamen ius adipiscendae civitatis Romanae etiamsi soli minores triginta annorum manumissi et Latini facti ex lege Aelia Sentia habuerunt, tamen postea senatus consulto, quod Pegaso et Pusione consulibus factum est, etiam maioribus triginta annorum manumissis Latinis factis concessum est.

39) Gai. I 32b.

40) Gai. I 32c.

41) Gai. I 33.

42) Gai. I 34.

43) Ulp. ep. 3,1.

44) Ulp. ep. 3,2.

45) Gai. III 72.

46) Gai. III 73.

47) SIRKS, RIDA 28, 1981, 257 ff.

48) ガイウス『法学提要』3巻65は、被相続人に違いなかったことを示している。

49) Gai. III 65.

50) Gai. III 65.

51) Gai. III 66.

52) Gai. III 63.

53) Gai. III 74–76.

54) Cod. Iust. 7.5.1 (530).

55) C. 6.4.4.9a.

56) HARDERS, *Suavissima Soror*.

57) TOYNBEE, *Hannibal's Legacy*.

58) Gai. III 31, vgl. SIRKS, RIDA 28, 1981, 253.

59) ドイツ民法典（1900年）2325条1

「被相続人が第三者に贈与を行ったときは、義務分権者は、贈与の目的物が遺産

に算入されると義務分が増加するだけの額を、義務分権補充として請求することができる。」

§ 2325 I BGB (1900).

Hat der Erblasser einem Dritten eine Schenkung gemacht, so kann der Pflichtteilsberechtigte als Ergänzung des Pflichtteils den Betrag verlangen, um den sich der Pflichtteil erhöht, wenn der verschenkte Gegenstand dem Nachlass hinzuge-rechnet wird.